

## IV. 計画の推進のために

### 1. 行財政改革の推進

平成 29 年 3 月に策定した「第 7 次茨城県行財政改革大綱」に基づき、引き続き県民本位のサービスに徹するとともに、行政の質を高める改革を推進し、効果的・効率的な行財政システムを構築し、本県の目指す「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」を実現するため、「時代の変化に対応する県庁への進化」、「市町村や民間等と連携した行政運営」、「持続可能で健全な財政構造の確立」、「出資団体改革・連携の推進」の 4 つの改革項目を全庁一丸となって推進する。

#### ●第 7 次茨城県行財政改革大綱の概要（行財政改革・地方分権推進室ほか）

(1) 推進期間 平成 29 ～ 33 年度までの 5 年間

(2) 基本理念

「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」を実現する行財政システムの構築 ～行政の質をより一層高める改革の推進～

(3) 改革の視点

①これまでの改革によりスリムな体制が実現しつつある中で、複雑化・多様化する行政課題に積極的かつ的確に対応し、絶えず県民利益を追求する組織とするため、時代の変化に対応できる人材の育成や組織力の強化を推進

②複雑化・多様化する行政課題に対して、県だけで対応するのではなく、市町村や民間企業、大学、NPO 等がお互いにアイデアを出し協力し合いながら、効果的な行政運営を推進

③社会保障関係費の増加や公共施設等の老朽化への対応などにより、今後も厳しい状況が続くと見込まれていることから、引き続き持続可能で健全な財政構造の確立を図る取組を推進

④引き続き、出資団体改革を着実に推進するとともに、公共性と企業性を併せ持つ出資団体の長所を踏まえ、出資団体との連携を推進

(4) 4 つの改革項目と主な推進事項

①時代の変化に対応する県庁への進化

- ・自ら考え行動する人材の育成
- ・働き方改革の推進
- ・女性職員の活躍促進
- ・組織体制の見直し
- ・事務事業の見直し
- ・県民サービスの向上 等

②市町村や民間等と連携した行政運営

- ・市町村との連携・協力
- ・国や他都道府県との連携
- ・企業・大学等との連携・協働
- ・県民・NPO 等との連携・協働 等

③持続可能で健全な財政構造の確立

- ・財政健全化目標の設定
- ・資金管理の効率化等
- ・公共投資の重点化・効率化等
- ・歳入の確保

- ・ 予算編成・予算執行の見直し
- ・ 国への提案強化 等
- ④出資団体改革・連携の推進
  - ・ 出資団体のあり方の見直し
  - ・ 経営健全化の推進
  - ・ 県関与の見直し
  - ・ 出資団体との連携 等

## 2. 地方分権の推進と市町村・近隣県等との連携

### ●市町村への権限移譲の推進（市町村課）

市町村が地域における総合行政を担うことができるよう、「市町村への権限移譲方針」を踏まえ、市町村との十分な協議・調整を行い、更なる権限移譲を計画的に推進する。

- 県の支援措置
  - ・ 移譲事務の処理に要する経費について、事務処理特例交付金を交付する。

### ●合併市町への支援等（市町村課）

旧合併特例法の下で合併した新市町の一体性の確立と均衡ある発展を図るため、建設計画に位置づけられた県事業の着実な推進と合併後のまちづくり等に対する財政支援等を行うとともに、合併特例法の改正を踏まえ、自主的に合併を進めようとする市町村に対して支援を行う。

#### ○新市町村づくり支援事業

対象団体	合併市町
対象事業	合併後のまちづくり支援のため、市町村建設計画期間内に県事業等を実施
支援限度額	1つの合併後の市町村につき10億円

### ●市町村の広域連携の支援（市町村課）

地方分権が進展する中、市町村は、高度化・多様化するとともに広域化する行政課題への対応を迫られている。これらの課題に的確に対応するため、連携中枢都市圏や定住自立圏などの広域連携に取り組む市町村に対して支援を行う。

#### ○市町村連携サポート事業

広域連携の機運醸成を図るとともに、市町村間の広域連携の立ち上げにかかる経費に対する補助等を行い、広域連携形成に向けた支援を行う。

### ●ドクターヘリの導入（医療政策課）

- ・ 国立病院機構水戸医療センターと水戸済生会総合病院を基地病院としてドクターヘリを運航する。
- ・ 千葉県ドクターヘリ共同利用、北関東3県ドクターヘリ広域連携、福島県ドクターヘリ広域連携を推進する。
- ・ ドクターヘリの円滑な運用を図るため、受入体制の確保及び消防機関との連携を強化する。

